

令和7年9月定例会
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月18日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和7年9月18日（水）午前9時00分
閉 会 日 時	令和7年9月18日（水）午後2時59分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悅子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聽 者	

議題

議案番号	議題名	審査結果
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第80号	令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第82号	令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第85号	令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定
第89号	令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定

委員会執行部出席者	
(危機管理)	
危機管理監	沼上 勝
危機管理課長	田中 希
(市民生活部)	
市民生活部部長	田島 盛明
市民生活部副部長	高橋 亮介
市民生活部参事兼自治振興課長	金子 学
市民課長	加藤 勝美
国保年金課長	宮澤 多喜也
国保年金課副参事	金子 康信
(環境経済部)	
市民生活部部長	長澤 和弘
市民生活部副部長兼農業委員会事務局長	藤村 弥
市民生活部副部長	渡辺 信昭
市民生活部参事兼環境課長	小林 勝
市民生活部参事兼農政課長	板倉 秀行
商工観光課長	川口 修
道の駅整備プロジェクト課長	酒井 孝之
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長	田村 邦博
吹上支所副支所長	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康
	書記 藤平 美由紀
	書記 椎橋 綾乃

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまから本日の会議を開きます。

(羽鳥) おはようございます。それでは、令和6年度鴻巣市一般会計歳入歳出決算について何点か質疑をさせていただきます。

まず、113ページの交通遺児支援事業について、内容について細かく説明をいただきたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらは、保護者の方または双方が交通事故により死亡または重度障がいとなった遺児が対象となっております。小中高に在学中の市内在住の小学生、中学生、高校生が対象となっております。そのような形で1人1年間6万円という形で支給をしております。現在市内には3人の方が対象として支給をさせていただいております。

以上でございます。

(羽鳥) 例年見ておりますと、例年18万円なのですが、この奨学金について、どのような基準で支払われているのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら月額5,000円という形で計算をされ、その月数に応じてお支払いをしているような形です。こちらの基となっておりますのは、交通遺児に対する学費等の援助という考え方で支給をさせていただいております。

以上でございます。

(羽鳥) この奨学金については、いつまで奨学金が支払われるのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 高校を卒業するまでとなっております。

以上でございます。

(羽鳥) これは各自治体で同様の事業となっておるのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 全ての自治体の状況を把握しているわけではございませんが、県の援護金制度と併用することも可能となっております。多くの市町村はこのような制度があると認識しております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、次のすぐ下のA Iを活用した交通安全対策事業なのですが、55万円計上されておったのですが、この内容、保険会社のほうのデータを基にした事故発生リスクの場所をこうのとりっぷに掲載されておるというのですが、毎年の変更点、幾つぐらいあるのかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 每年の変更点というのは、毎年度の事故の状況によって変わっております。その件数のほうは把握はしておりますが、大きく変化はしていないということを私ども今確認をしている作業でございます。おおむね大きく変化がないことを確認し、この事業としては新たな展開を迎えると考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 每年55万円の予算計上されておるわけなのですが、ほとんどこれ変更点がないかと思われるのです。それを考えて、今後の事業展開についてをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらA Iを活用する前には、私が元交通担当であったときには、交通事故調書というものを確認して、全て1件ずつ確認をしておりました。大体1週間ほどで数百件の事故状況を把握して、警察署の取調室に籠もって状況を把握しているようなことを毎年行っておりました。でも、大きく交差点とか路線が変わることは、新しい道路が発生する限り、少なかったかと認識しております。おおむね私ども3年ほどデータを蓄積し、その状況を次のステップへの判断としたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、次の121ページ、真ん中の公共交通維持事業、その中の18、負担金、補助及び交付金、鴻巣市コミュニティバス運営補助金の1億2,349万2,510円となっておりますが、この事業が始まった頃は9,000万円ぐらいから始まったのかなとちょっと記憶しておったのですが、1億円を超えることが非常に危惧されておったのです。それが路線がある程度固定化して今事業が進んでおるのですが、年々増えてきてし

まっていると。令和6年度、1億2,000万円を超えてしまったということなのですが、この点において所管ではどのように考えておるかをお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 公共交通を代表するコミュニティバスについては、市民の多くの方から大変好評を得ていただいております。私ども担当部署としては、この公共交通を長く維持していきたいと考えております。そのためにも国や県の補助制度を、交付金、補助金等を活用して維持していきたいと考えております。そのためにも、昨日ご説明させていただきました地域公共交通計画、こちらが策定されていることが今後補助金の条件となってきております。そのためにも、いち早く計画を策定し、まずはスタートラインに立てるような状況にして公共交通を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 具体的にその策定の下において、どのような条件があると国のほうからのお金がいただけるのか、具体的に説明いただければと思いますが、可能でしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらは、既存の路線バスの路線以外のところに交通空白地域というものを設定いたしまして、そこに路線が通ること、そういったことがまず条件となってまいります。その距離数に応じてという形にはなってはおるのですが、今後、道の駅ができたり、それから上尾道路の完成に伴いまして路線変更というのも考えなくてはならないと考えております。そういった際に補助申請ができるよう、公共交通計画を基に補助申請ができるように準備を進めたいと考えております。また、今の条件ではそういったところに手が挙げられるということなのですが、私が今年から自治振興課長に来てなのですが、去年と今年だけでもその補助要件というものが変わっているのが状況です。年々いろいろな条件が変わったり、なくなったりという形ですので、いち早くその条件を整えて申請ができるような状況にしたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、次の217ページ、一番下のところのコウノトリ飼育施設管理運営事業についてなのですが、この中の事業の主立った内容についてお聞きをいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) それでは、お答えいたします。

まず、コウノトリ飼育施設管理運営事業の事業概要でございますけれども、コウノトリを飼育し、その生態を展示することにより自然環境の保全及び再生に対する市民の理解を深め、コウノトリの野生復帰を可能にするための環境づくり及び自然と共存する持続可能なまちづくりを推進するものでございます。主な事業といたしましては、施設の維持管理、飼育業務委託と自然環境の保全、再生を進める事業ということになっております。

以上です。

(羽鳥) 具体的にちょっとお聞きしたいのですが、この中の飼育等業務委託料が約2,200万円、大変大きな額なのですが、その具体的な内容についてお聞きをいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えいたします。飼育等業務委託料につきましては、こちらの業務の受託者がまず公益財団法人埼玉県公園緑地協会というところに委託をしておりまして、さいたま市の方にございますけれども、担当職員は埼玉県こども動物自然公園での経験者が飼育員として常駐をしております。こちらについては随意契約となっております。

業務内容といたしましては、主に、まずコウノトリの飼育に関することとして、餌、飼料等の調達支援や餌やり、また飼育関連施設、ケージや調理室、隔離室等の清掃、点検、管理等など、また飼育日誌の作成や映像記録等の整理、保存などとなっておりまして、このほか、センターの企画運営に関することといたしましては、飼育スタッフとして来館者への説明会や展示等の企画の実施なども行っていただいております。さらに、コウノトリの医療に関することといたしましても、病気の検査等や死骸の処理、治療、そういうこともしていただいております。

なお、人員配置といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律第10条に規定いたします第一種動物取扱業の登録における動物取扱責任者を選任しております。

業務内容としては、おおむね以上となっております。

(羽鳥) 関連して聞くのですが、今年度あのような事件が起きてしまったわけですよね。事件というか事故ですね。事故が起きてしまったわけなのですが、そのことによってこの飼育等業務委託料、内容が変更、是正された点があるかどうかをお聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。今年度はまだ親鳥、コウノトリのつがいを飼育している最中でございまして、ひな自体は亡くなってしまったのですけれども、考えられることといたしましては、ひなを想定して、予算上、餌とかそういったものの、あるいはひなの検査等を見込んでおりますので、そういう部分が今後減っていくものかなというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) 餌等の仕入れというのはどういうふうにされているのですか。餌等の仕入れ方についてはどのような管理をされているかお聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 餌の管理でございますけれども、主にアジ、ワカサギ、そういう魚を餌として与えていく形になりますけれども、ひなの場合は、生きている間はドジョウを与えておりました。今はひながないので、主にアジ、それからワカサギを与えておりますが、基本的には調達したものを天空の里にございます冷蔵庫に冷凍保存しております、それを解凍したものを親鳥に与えているというような状況になっております。

以上です。

(羽鳥) 今後の課題になってしまふとは思うのですが、ひながうまく成長して大人になって、放鳥した場合は、やはりこの周辺を飛び回るわけですから、地産地消の餌でないといけないと思うのです。そういうのを前提に考えて、親鳥のほうにも地産地消の餌を供給するようなことが検

討されないのかなと思っておるのですが、その点いかがでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 親鳥の餌についてでございますけれども、ひながもし今後順調にいって放鳥まで至った暁には定着してもらいたいというのが一番の願いではありますので、それに向けて採餌環境を鴻巣市内で整えていくというのは現在継続してやっているところですけれども、親鳥につきましては、基本的には引き続き現状のとおり給餌のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、次のページ、243ページ、上のほうの農地活用促進事業 336万5,620円計上されておったのですが、この内容について、ほぼ農地中間管理機構だと思うのですが、俗に言う農地バンクと呼ばれる事業だと思うのですが、事業の詳細についてをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この事業は、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地の集積、集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があるため、農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手への農地集積、集約化を推進する事業でございます。

以上です。

(羽鳥) 今回質疑なので、最小限にしようと思っているのですが、私6月定例会のほうでも、一般質問でもやったのですが、日本全体としては2023年度の米の生産量661万トンだったのです。需用量は本来702万トンあるべきであったのが約40万トン供給不足が生じてしまった。そのことが2025年、2024年からだとは思うのですが、令和の米騒動の原因になったというふうに考えております。日本というのは、米の生産能力って1,300万トンあったのです。それを減反とかそういう形の政策を取ったがゆえに今700万トンまで下がってしまった。鴻巣も全く同じ状況であると思うのですが、それとともに、1960年代は1人当たり日本人は米の消費量が115キログラムあったのが、2020年、51キログラムまで減ってしまった。しかし、これからはもう50キロ以下にならないだろうと。やっぱり

米を食べるのが日本人ですから。そのような中、今米騒動が起きてしまったわけです。それがゆえに2025年度産の米は、非常に生産者も活性化して、高く売れると。実際高く売っています。そのような状況下、どのようにお考えかをまずお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

委員がおっしゃいますように、供給不足のところと消費が減っているというところは認識しております。鴻巣市といたしましては、米麦を中心とした農業となっておりますので、今後も農地の集積、集約化を進め、中間管理事業を中心に水稻の作付を生産量を上げていく方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) ちょっとすぐに答えられないかもしれないのですが、鴻巣市の米作りというのは、飼料用米と主食用米、割合的にはどれぐらいの比率で生産されていたのですか。大体概略分かりますか。アバウトな内容で結構ですので、おおむねの量をお答えいただければと思います。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

今手元に資料がございませんので、ちょっと細かい数字は分からないのですけれども、米の価格が安くなっていた状況の中で、飼料用米とか、米粉用米とか、それなりに作られていたというふうに認識しております。

(羽鳥) 大体の概略で結構なのですが、飼料用米と主食用米だったら、どちらが多かったのでしょうかね、割合的に。比較したら。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

たしか主食用米のほうが多かったはずです。

(羽鳥) 私、2日前、ちょっと民報で、テレビで見たのですけれども、そこは関東近県の早場米なのです。もう今年度産の米を買っているのですが、その農家がうれしそうな顔をしてインタビューを受けていたのですが、去年までは飼料用米を8割、主食用米を2割しか作らなかつたのです。何でかなと思ったら、値段が変わらないのだよと。作りやすいから、結局は、条件がいいから飼料用米のほうを作っていたと。ところが、今年は100%主食用米にしたと。そのおかげで大もうけだったというふう

に言っているのです。そういう形で米農家、米作農家が非常に今生き返ってきたと、これがやっぱり今の日本中の米農家の現状だと思うのです。今攻めなければ鴻巣市の米作農家、米農家も復活しないのではないかと私考えるのですが、いかがお考えですか。

(環境経済部副部長) 委員がおっしゃるとおり、これまでの安かったときの米の価格では生産コストと米の出荷価格が同程度で、なかなか米の生産者、利益を上げるのが難しかった状況にあったと思います。そういう中で米の価格が上がってきたというのは、生産者にとってはすごくいいことだと思っています。ただ、一方で、鴻巣市内で、近年ですと米の高温障害ですとか、カメムシの問題とか、そういった問題もありますので、そういったところの支援もしつつ、中間管理機構を使った農地の集約とか集積も進めて、生産者の方が安定生産して効率的な経営ができるように支援していきたいと考えております。

(環境経済部参事兼農政課長) ちょっとお答えできなかった数字のほうを申し上げたいと思います。

令和6年度の実績ですけれども、主食用米で約13万トン……失礼しました。面積ですね。面積で13ヘクタール、飼料用米が面積で1.5ヘクタールとなっております。

以上です。

(ちょっと少ない感じするな。13ヘクタールぐらい。少なくはないかな。少なくない、ちょっと。少ないよね、間違っていない。分かりましたの声あり)

(環境経済部参事兼農政課長) 大変申し訳ありません。ちょっと単位を間違えておりまして。申し訳ありません。主食用米で約1,300ヘクタール、飼料用米で約150ヘクタールとなっています。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言はご了解願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(羽鳥) これちょっと私も通告していなかったので、すぐにお答えできないかも知れないのですが、一般的に米1俵60キロは、10ヘクタール以

下の経営面積の農家の場合、生産コスト 1万 2,161円と言われているのです。これが米農家の全体の 95%と言われています、日本では。そういう状況の中なので、この令和 6 年度、米を生産して幾らで売れたのか、採算が取れていたかどうかをちょっと確認させてください。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

幾らで売れたかというのは出荷先とかによって異なりますけれども、あるところの米の概算金では 1万 7,000円程度というのがありました。ですので、ある程度コストは上回る部分では昨年度は売っていたのではないかと考えています。

以上です。

(羽鳥) では、引き続いて次の 3つぐらい下のところの農作物災害緊急対策事業、この点について農業災害対策特別措置事業補助金が出ておりますが、その内容についてお聞きをいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この補助金ですけれども、令和 6 年の 6 月から 9 月の記録的な高温を原因とした彩のかがやきなどの水稻に生じた被害について、農業者の生産力維持を図るため、次期作の種苗、肥料の購入費用への支援を行う事業でございます。

以上です。

(羽鳥) 本市において、令和 6 年はほかにも何か天災などがあったと思うのですが、その点掌握されている部分があればお聞きをいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

昨年、令和 6 年度においても集中豪雨ですとか、雨が強く降ったりとか、風が強く吹いたりとかというところがあったと思うのですが、市のほうに大きな影響があったという情報はございません。

以上です。

(羽鳥) それでは、天災以外の何か支障があったものがあればお聞きをいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) 高温の障害ということで水稻被害を受けたところですけれども、ほかの情報は受けておりません。

(環境経済部副部長) すみません、補足でお答えします。

今年度、非常に夏場の高温というのがありますので、昨年度はちょっと米の被害というのはありましたけれども、今年度の心配されるところですけれども、現時点では米の収穫がされていませんので、今、今年度被害があったかどうかというのは、米についてはまだ分からぬ状況です。以上です。

(羽鳥) 令和6年度決算なのですが、関連してやはりお話しさせてもらうのですが、今年度から非常に米の価格が期待されると。生産農家のほうも非常にやる気が出てくる、農業に活力がみなぎってくるというふうに期待しているのですが、その点において本市としてどのような体制でサポートしていくか、その点をお聞きいたします。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

先ほどのお答えともちょっと重なるのですけれども、米の価格が上がった中で米の生産者は助かっている部分もあると思いますので、やはり米の安定生産とか、効率的な経営に向けた支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 副部長にお聞きするのだけれども、自治体、市、町、村のレベルだと本当微々たる力しかないので。この末端の現場は市、町、村の農家なのですが、その農家を支える国、県の立場というのはどういう立場なのでしょうね。その点をちょっと位置づけとしてお聞きいたします。

(環境経済部副部長) 国、県でもやっぱり農業振興を重要と考えておると思います。国でも食料・農業・農村基本計画を今年度策定しまして、農地の担い手の育成ですか、農地の集積、集約とか、そういう強い農業をつくっていくというような方向でやっていますし、県としても同じ方向で考えていますので、そういう強い担い手の育成とか、より効率的な経営に向けて支援していくと思います。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、すぐ下の次の項目ですが、道の駅整備事業についてお聞きをいたします。

令和6年度の進捗状況、あとこの事業の内容について詳細をお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えします。

令和6年度の進捗状況ですが、道の駅本体においては、道の駅整備予定地のサーチャージ盛土について、地盤沈下が収束したことから余盛り部をU C Rへ搬出し、現在の平らな状況というのですか、計画の高さぐらいの地盤で道の駅の整備予定地はなっておりまます。アクセス道路につきましても令和5年度から整備を進めています、現在進捗率、令和6年度末で約15%となっております。そのほかには、アクセス道路の用地買収につきましても、買収面積全部で3,748.16平米に対し、今取得率約95%となっております。

以上です。

(羽鳥) それでは、雑駁で結構なので、今後の進め方、計画について、それと国、県の助成はどのような形で入ってくるのか、お金のほうが入ってくるかということですね、それをお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 今後の予定ということですけれども、今年度、建設工事の設計が終わり、外構や調整池のプロ工事を発注し、来年度以降も建築工事を発注予定しており、ハード面においては順調に進捗しております。ソフト面といたしましては、今年度開業への機運を高める取組として、ロゴの作成とか、機運醸成イベント等の開催を予定しております。また、来年度からは管理運営公社と共に直売所の農産物や物産品、花卉などの出荷者募集説明会を予定して、開業に向けた運営準備に取り組んでまいります。

あと、国の助成ですけれども、アクセス道路に充当します社会資本整備総合交付金を、アクセス道路の整備に交付金を充当しております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと私確認していなかったのですが、開業予定日はいつかということと、あと建物に対する国からのお金は入らないのか、交付金入らないのかをちょっとお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 開業予定ですが、今現在、令和10年を

予定しております。

あと、建物についての補助金なのですけれども、ちょっとお待ちください。すみません、暫時休憩。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 35 分)



(開議 午前 9 時 35 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道の駅整備プロジェクト課長) 建物についてですが、今現在、市の負担が軽減されるように、道の駅本体整備の建物に活用できる交付金として新しい地方経済・生活環境創生交付金、これを今現在ちょっと調整をしておる状況です。

以上です。

(羽鳥) 令和5年3月15日に株式会社ファーマーズ・フォレストと本市で管理運営候補者に関する覚書が締結されております。この管理運営候補者というものはどのような位置づけなのかをまずお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 位置づけなのですけれども、今回施設の設計業務に先行して管理運営候補者を選定することとした理由としてはけれども、道の駅は収益施設としての性格を有しております、市がこれまで管理運営してきたどの公の施設とも異なっております。施設設計において市にノウハウが乏しい点への民間の運営ノウハウの活用が期待できることと、あとはまた農業生産者や商工業者との十分なコミュニケーション機会を確保できることから、市側のメリットも大きいと思い、管理運営候補者の早期選定をした状況です。

(羽鳥) 最終的には指定管理者制度に移行すると思うのです。それで施設の運営、道の駅の運営をされると思うのですが、その移行過程というのはどのような形になるのでしょうか、制度的に。では、もっと言いますと、このままいくとこの管理運営候補者がほぼ間違いなく指定管理者になってしまいのではないかという思いがあるのです。指定管理者になるためには議会の議決が必要だと。ということは、議会の議決をする前

に、ほぼ事後承諾のごとく先にもう既成事実をつくって、はい、これではもうここしかないでしょうという形で議会に上程されると、ちょっと議会軽視になってしまふのではないかという危惧があるのです。だから、ちょっと特殊な今回の管理運営候補者という名目が出てきたものですから非常に困惑しておるのですが、その点についてお聞きをいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) この管理運営候補者、この選定ですけれども、道の駅の設置や指定管理者制度の導入が決定されることを前提条件ではなく、あくまでも管理運営候補者として選定するものであり、設置管理条例の議決前に指定管理者を事前に選定、管理運営候補者という言葉ですけれども、指定管理者を事前に選定するものではございません。

(羽鳥) それでは、この管理運営候補者に対して市からの、道の駅の運営に向けて要望項目などは提示されていないのかをお聞きいたします。どのような道の駅を造ってほしいと、どのような道の駅が本市にとって必要なのだということを提案されているかどうかをお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 株式会社ファーマーズ・フォレスト、これまでの実績として、地域資源を活用した商品やメニュー開発、生産者、事業者に対してのプロモーション支援、デザイン支援並びに販売支援といったサポートにより地域産業の高付加価値化に取り組み、地域レベルの6次産業化を推進していますので、本市もその推進してもらえるように今後とも期待している中でも要望はしていきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、現時点では何の要望もされていないのでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) 来年度以降の管理運営のほうで要望というよりもいろいろと調整をフォレストさんとしていきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) 本市のホームページのほうに管理運営候補者との覚書の写真とか対談が載っているのです。社長の松本社長さんと並木市長の対談が載っているのですが、市長のほうから幾らか要望が出ているのです。中には、鴻巣の道の駅をただの通過点ではなくて目的地としてお越しいただき、買物や食事などを楽しんでいただけるような施設にしたいと。または、免許センターという施設があるので、そのような方も立ち寄っていただけるような道の駅にしたいということを市長が希望というか、そういう期待を込めて発言されているのです。また、サイトシーアイング型観光より体験型観光の道の駅にしたいことも松本社長のほうからは提案がされております。また、社長のほうからは、ちょっとよく私も分からぬですが、ついで寄りみたいな相乗効果というものがある。私たちが考えている道の駅は、基本的に道の駅独り勝ちというものではなく、町なかのいろいろな事業者さん、生産者さんと連携したビジネスモデルをつくり、道の駅でどんどんアンテナショップ的に発信をし、そこから興味を持った人たちが町なかを回っていただけるような仕組みをつくっていくことが非常に重要であると、まさにそれが道の駅が果たすゲートウェーとしての存在意義だと考えていますという発言があるのですが、この辺りをどのように解釈すればよろしいかをちょっと端的にお聞きをいたします。

(暫時休憩お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 4 分)

(開議 午前 9 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道の駅整備プロジェクト課長) 申し訳ありません。道の駅は収益施設を伴うため、整備することにより地場産品の売上げや観光客の増加など地域の経済波及効果が生まれ、地域に活力を生み、また新しい雇用の創出や生産が生み出され、地域が活性されると考えており、貢献度が大きいと言えます。

(羽鳥) あくまでも決算なので、それ以上のことはあまり言うべきではないので、最低限ということで質疑させてもらうのですが、ちょっと心配しているのが、10月の17日にファーマーズ・フォレストのほうが開催すると思うのですが、当社の取組事例と運営方針を踏まえてということで、市が整備を進める道の駅へ農産物や加工品、物品等の出荷を希望、検討している市内生産者、事業者の方に対してセミナーを行うということがもう直近であるのですが、そうは言いながらも、ただし書で本セミナーは出荷者の募集をするものではありませんというただし書きがついているのです。ちょっと私それ矛盾したように感じるので、その点を最後にお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) これはあくまでも、このセミナーは農産物の確保に向けた出荷者の情報共有や機運醸成及び市としては掘り起こしの取組の一つと考えておりますので、これに限ったセミナーではなく、そういう状況、機運醸成を高めるためのセミナーです。

(羽鳥) では、ちょっと最後に。そうしますと、市民の方で道の駅楽しみだわと言っている方もたくさんいらっしゃるのです。そういう方もこのセミナーに参加は可能なのでしょうか。お話を聞けるのでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) あくまで本道の駅に農産物等の出荷を希望とか予定していることをメインで今回のセミナーは開催したいと思っております。

以上です。

(羽鳥) それでは、最後の項目で、293ページ、災害対策事業について、166万9,084円計上されているので、その内容についてお聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

災害対策事業、こちら防災費に関する庶務的な事業となっております。主なものは、災害等に出た職員の特殊勤務手当であったり、あとは、もしくは風水害の作業に関わる方たちの被服費であったり、あと職員のほうで持っている電話料などになっております。

以上です。

(羽鳥) いろいろメディアのほうで今南海トラフ地震の30年以内の発生

確率 70% から 80% へ上がっているというふうに言われております。そのような昨今の状況下において、本市においての危機管理はいかにお考えかを危機管理監にお聞きをいたします。

(危機管理監) 南海トラフ地震に関しましては、国のはうでも災害の被害者の減を図るということで取組が強化されておりますけれども、~~埼玉県に、鴻巣におきましては、現状、南海トラフによる大きな被害~~というのは想定はされておりませんけれども、ただ近隣県、埼玉県でいえば和歌山県に災害のはうの救助ということで対象の地域に指定されております。~~埼玉県から鴻巣に要請がどういう形で出てくるかは分かりませんけれども、そういった中で、どういった方が救助というか……すみません。ちょっと細か過ぎてしまって、すみません。~~我々のはうとすると、災害に対してしっかりと備えていくことが重要かと思いますので、それにつきましては、そういった情報もきちっと収集しながら対応していくたいというふうに考えております。すみません。

(羽鳥)毎日のように地震がもう日本列島のどこかで起きているのです。そういうことを踏まえると、私も以前に一般質問で、当時は自治振興課長が危機管理課長だったので、その答弁をもらったのですが、南海トラフ地震では、本市は助けに行く側の自治体だと。助けてもらう自治体でなくて助けに行く自治体だというふうに私理解したのです。ただ、この南海トラフ地震に関してはそうなのですが、ほかの地震ありますよね。北西縁地震とか、そういうのがあります。または台風もある。今年来るかどうか分からぬし、どのような天災がいつ来るか分からない状況に今来てしまった。いろんな深夜のテレビ、私結構見るのですけれども、今 B S で、災害時に水が使えなくなりますよね。水洗トイレが使えなくなる。それで、簡易式のトイレが、凝固剤とかそういうのがもう今メインで売っているのです。何十回分を 1 万円ぐらいで売るとか、そういう形の割安で売られているのですが、そういうのがもう当たり前のように市場に出てきているわけです。だから、必ず天災はやってくるということを視聴者の方、市民の方、国民の方全て感じてきていると思うのです。そういう臨戦態勢の下においての陣頭指揮である危機管理監に対して、

改めて本市においての有事の際、災害の有事の際にはどうされるか、どういう身構えで今考えているかをお聞きいたします。

(危機管理監) ありがとうございます。かなり重い役割だということで重々承知しておるところでございます。ただ、これまでも鴻巣においては災害が少ないということで、市民の意識がやはり低いというところに今課題を非常に感じているところでありますと、市民と協働していく中でどうやって市民に災害に対して備えていただかうかというところの周知を図っていくことがやはり重要だというふうに捉えておりまして、行政だけではやはり、いざ有事があったときには対応し切れないというのは、能登半島しかり、いろいろな大災害のところでも明らかになっておりますので、共生における市民と共に、また事業者等の協力を得ながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 分)



(開議 午前 10 時 15 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(危機管理監) すみません。発言の取消しを1つお願ひいたします。先ほどの羽鳥委員の南海トラフの質問の中で、~~私のほうから和歌山県に~~
~~埼玉県が応援に、職員として派遣されるというところの中で、鴻巣市と~~
~~の関わりと埼玉県の中といふのは、まだ具体的に県のほうから通知とか~~
~~来ているものではないのですから、ちょっとこの辺の発言については~~
取消しのほうを、すみません、よろしくお願ひいたします。

(委員長) ただいまの発言の取消しについて許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(高橋) それでは、今までほかの委員さんが質問していただいていたので、通告もしていたのですけれども、幾つかさせていただきます。

16ページ、森林環境譲与税、これについて、具体的な活用実績と、あと成果をお聞きします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

これまでの活用実績につきましては、市内の小中学校の普通教室、特別教室の机、椅子の整備、市内保育所の机、椅子、備品整備を行っており、そのほか、にぎわい創出交流拠点「にこのす」の備品購入や、花久の里の外構工事に使っております。令和6年度までの譲与総額6,361万2,000円のうち4,497万5,700円を活用しました。

以上です。

(高橋) そうしましたら、どのように今後も活用していくのかって、中長期的なビジョン等があればお伺いします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

森林資源の有効利用を図るために、今後につきましても、公共施設において計画的に木材の利用を促進し、木材を使用した大規模建築などが予定される場合には基金への積立ても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(高橋) そうしましたら、これ私も今そういった学校で使用しているとか、にこのすで使用しているとかというのをお聞きできたのですけれども、この辺り、市民の方たちというのは、こういったところで活用されているのだよという、そういうところは分かりやすく情報公開というのは今現在されているのでしょうか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この譲与税の使途の公表につきましては義務づけがされておりまして、市ホームページへ毎年度掲載しており、譲与税を活用して整備を行った公共施設へ一定期間ポスター等を掲示して活用を周知しているところです。

以上です。

(高橋) では、続きまして44ページの多面的機能支払交付金についてお伺いします。

こちら、すみません、もしかしたらほかの委員でお答えいただいているかもしれませんけれども、交付実績何団体で、総額幾らだったのかをお聞きします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

令和6年度の交付実績は、13組織に対して総額で6,455万6,145円です。以上です。

(高橋) では、その交付をされた13団体というところの、実際に活動していただいて、実際に地域、どんなような効果があったのかをお伺いします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この多面的機能支払交付金の活動を通して農業の有する多面的機能の維持、発揮を図っております、地域の共同活動及び地域資源の適切な保全管理を行う効果的な事業と捉えております。

以上です。

(高橋) いまいちちょっと効果が分かりづらかったのですけれども、これはちょっと以前にも一般質問でもさせていただいたと思うのですけれども、高齢化が進んでいるという課題があるかなと思うのですけれども、そういう担い手不足など、今後の課題については、市としてはどのように認識しておられるのか、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

今後の課題についてですけれども、各組織において、やはり人手不足によって組織運営が難しくなってきていく状況が考えられますので、まず各組織の現状把握と事務の補助などを行っていくとともに、管理が難しいという相談を受けた場合には、現地の状況などを確認して、その地域の実情に合わせて対応していきたいと考えております。

以上です。

(高橋) それでは、次に参ります。

48ページ、車両売払収入、こちら消防団の車両を売却したという説明があつたと思うのですけれども、その売却方法とかというのはどういうふうにするか。ちょっと具体的に、すみません、イメージが全くつかなくて、お伺いします。

(危機管理課長) お答えいたします。

こちら入札ではなく随意契約という形で売却のほうをしました。基本的には、消防団のほうで点検に携わっている自動車屋さん、そちらのほうで売却のほうを事業として行っている業者4社から見積りのほうを取りまして、一番高く買ってくれるところに売却をしたという形になっております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。実際に何台売却したのか。あとは、恐らく今相みつを取られたという感じだったと思うのですけれども、幾つぐらい見積りを取られたのかお伺いします。

(危機管理課長) お答えいたします。

まず、2台ありますて、それぞれ1台ずつで分けて見積りを取ったのですけれども、4社に見積りを提出してくださいということで文書を送ったのですけれども、実際に上がってきたのは、どちらも2社から見積りのほうが提出されたという状況です。

以上です。

(高橋) 念のため確認です。それは、市内の業者さんということでおろしいですか。2社は。

(危機管理課長) 4社とも市内の業者です。

以上です。

(高橋) それでは、続きまして62ページの後期高齢者のその辺ちょっと関連して一括して伺ってもいいですか。こちら、まず高齢者の健康診査委託金というところで、対象者に対する受診率はどれくらいなのかお伺いします。

(国保年金課長) 令和6年度、こちら後期高齢者広域連合に報告した数字でございますけれども、対象者1万9,048人のうち受診者が7,797人で、

受診率につきましては40.9%になっております。

以上でございます。

(高橋)近隣の市町や県とか、全国的に比べて、その辺ってどのような、この受診率というのはどのぐらいのあれなのでしょうか、対象になるのでしょうか。

(国保年金課長)こちら受診率、県内63市町村の中で上から15位ということになっておりまして、埼玉県全体の受診率につきましては36.5%になっております。

以上でございます。

(高橋)続きましては、介護予防との一体的な実施に係る業務委託金、こちらは健康診査受診後に介護予防事業につなげるという事例というのはあるのでしょうか。

(国保年金課長)こちら受診していただいた健康診査の受診結果によって、低栄養状態にあると疑える被保険者の方を抽出しまして、具体的にはB M I 18.5以下で、かつ血清アルブミン値3.6ミリグラム以下の方を抽出しまして、その中で介護サービス利用者だとか、がんとか認知症、障がいの方を除いた9名の方につきまして、訪問指導ということを行うよう実施しようといったしました。その中で、4名の方は訪問の希望がなかったので、残りの5名の方につきまして、市の保健師、管理栄養士等の栄養指導を実施いたしました。そのうち1名の方が介護保険課が実施している一般介護予防を実施しているはつらつ健康スタジオに申込みされておりますので、そのように介護予防と連携をしております。

以上でございます。

(高橋)今低栄養とかという話があったので、この血清アルブミン値の検査補助金というのがあると思うのですけれども、これって一般的なというか、健康診査にプラスしてアルブミン値の検査もできるよというものが、鴻巣はそれをやっているよという認識でいいですか。

(国保年金課長)そうです。通常の健康診査の項目に、鴻巣市につきましては血清アルブミンの検査を全員の方に追加で項目にさせていただいて、先ほどの低栄養の方を抽出する指針というか、そういうものの数

値にしております。

以上でございます。

(高橋) それでは、次に参ります。

64ページの多面的機能支払交付金の返還金、ちょっと前にほかの委員がもしかしたら質問していたとしたら申し訳ないのですけれども、この返還の金額とその理由をお伺いします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

令和6年度に更新をした2組織から211万6,196円を返還金としておりますが、内訳として、国が105万8,098円、県52万9,048円、市52万9,050円という内訳で返還金として受けております。これは、令和元年度から令和5年度までの長寿命化の活動の余剰金で、国が制度上繰越しを認めていないために返還するものです。

なお、ほかのメニューであります農地維持活動と資源向上の共同活動のこの2つのメニューについては、次の5年間の計画に繰り越すことができます。

以上でございます。

(高橋) それでは、続きまして歳出のほうに参ります。

118ページの金山町友好交流事業、こちら実施された具体的な交流内容と、あとは参加された人数というか、ちょっと具体的にどういうことをされたのかというのをお伺いします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 交流事業のものは大きく3つでございます。1つは、里山ふれあい交流促進事業として、金山町に宿泊された方に1泊2,000円の補助をしております。それから、こうのす花まつりに金山町から特産品の出展をしていただいております。それと、金山町沼沢湖水まつりに鴻巣市から市の特産品やPRをという形で出展をしております。

以上です。

(高橋) すみません、そもそもこの交流事業というのは、目的をお伺いしてもいいですか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら、金山町と友好都市を締結し

ている関係で、友好促進事業を行っているものです。

以上でございます。

(高橋) 友好都市を結んでいるのは分かるのですけれども、それ結んで何を鴻巣市としては、何の効果があるというか、目的としているのかというところを、すみません、お伺いしているのですけれども。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 友好都市である福島県金山町と交流を深めることを目的としておりますが、奥会津地方の自然環境や人々の交流というものが主な目的となっております。

以上でございます。

(高橋) 続きまして、164ページ、ちょっと先ほど歳入のほうでも質問、後期高齢者健康診査事業のところなのですけれども、受診率を答弁いただきましたけれども、この受診率を高めるための工夫、あとはフレイル予防事業というところで後期高齢者医療制度をどのように連動させていくのかお伺いします。

(国保年金課長) こちら後期高齢者の方には健康診査、ちょっと特別会計になりますけれども、国民健康保険の方につきましては特定健康診査というのを行っております。

受診率を高めるための向上ということですが、まず1点、後期高齢者の方、当然ご承知のとおり75歳以上の方なので、かかりつけのお医者さん等もありだということで、そこで医師の管理下に置かれておって、なかなか健康診査を受けない方も実質的にはいらっしゃるのではないかという、要するにかかりつけ医でもう、そこでドクターに診てもらっているから健康診断いいよという方もいらっしゃっていただけるのかなというのが後期高齢者の方の一般的の傾向かなというのがまず1点あるかと思います。それを除いて、市として受診率向上として取り組んでいるものとしましては、5月中旬に対象者全員に健康診査受診券を発送したり、あと広報もしくは夏冬発行している国保だより等で健康診査、健康診断の受診について呼びかけたり、職員出前講座、健診結果から分かることというようなメニューの職員出前講座もありますので、その辺も活用しまして受診率向上に取り組んでおりますし、今後も取り組んでいきたい

と思っております。

以上でございます。

答弁漏れですね。介護予防との連携でした。失礼いたしました。介護予防との連携につきましては、先ほど、アルブミン検査を利用して低栄養の方に訪問等をすることもありますし、介護予防との連携につきましては、そのほか介護保険課で実施しているのすこ体操の場所に出向いて、ポピュレーションアプローチというのですけれども、そちらに出向いて健康についての重要性を説いたりとか、アンケートを取ったりして、保健師、管理栄養士等が訪問して、そちらのほうで健康についての重要性というか必要性を周知徹底をしております。

以上でございます。

(高橋) そうしましたら、後期高齢者医療特別会計繰出金のところなのですけれども、こちら繰出金というのは過去5年間でどのような推移をしているのかお伺いします。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

こちら後期高齢者医療特別会計繰出金、過去5年間の推移ということなので、令和2年度からお答えさせていただきます。こちら円単位まで数字があるのですが、100万円単位でおおよその額で言わさせていただきます。令和2年度が約2億5,900万円、令和3年度が2億6,500万円、令和4年度が約3億円です。令和5年度が3億2,600万円となりまして、令和6年度が3億5,100万円と。直近は2,500万円前後毎年度増えております。こちらの繰出金の内容なのですが、1つが保険基盤安定繰出金ということで、低所得者等に対する保険料の軽減分を補填するための繰り出しさります。残りが事務費繰出金ということで、1つは後期高齢者医療広域連合の事務費分、それと鴻巣市の事務費分ということ、この3つを足させていただいた額を一般会計から繰出金としていただいております。こちらの3つは全て、法定繰り出しといいまして一般会計において負担することが定められているものですので、こちらを、算出された額を一般会計に負担いただいております。こちらが増加している一番の理由は、やはり低所得者等に対する保険料の軽減分ということで、こちら被保険

者数が後期高齢者医療は増えているもので、どうしても低所得者の数も増えているということから、今言ったような直近、前年度比で毎年2,500万円程度増えております。こちらについては、法定ということで一般会計の負担額を定められているものですので、引き続き適正な額を繰り入れていきたいと考えております。

以上です。

(高橋) とても分かりやすかったです。これ今の答弁ですが、将来的にも増加する可能性はあるのかなというふうに考えたのですけれども、その辺は市としてはどのようにその辺の財源確保というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

(国保年金課副参事) 将来見込みなのですが、やはり後期高齢者はこれからも増えていくだろうと。団塊の世代はもう既に後期に入られたのですが、今後も増えていくものと考えており、こちらの数字も増えていくものと、繰出金も増えるものと考えております。

財源確保ということなのですが、こちらやはり低所得者等に対する保険料軽減分が主な部分ですので、担当課としては当然一般会計が負担するべき額を求めていく形になります。

以上です。

(高橋) 続きまして、こちらちょっと通告していなかったのですけれども、ほかの委員さんの質問のところから気になったのでお伺いしたいのですけれども、216ページのコウノトリの里づくり事業のところでいいのかな。ちょっと違ったらすみません。こうのとり伝説米について伺いたいのですけれども、こうのとり伝説米って減農薬米だったり自然農法とかだったと思うのですけれども、昨年の生産量というのはどれぐらいだったのかというのは、もし分かれば伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。こうのとり伝説米自体の総量といいますか、こちらについては、申し訳ありません、把握はしておりませんけれども、令和6年度、米全体、日本全体が不作だったという影響を受けていまして、こうのとり伝説米についても量としては通常よりも少なかったというふうに伺っております。

す。

以上です。

(高橋) では、すみません、ちょっと質問。自然農法とか減農薬米の農法を実施している農家数というのは把握されていますか。鴻巣市内で。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

実際にどれぐらいの人数で減農薬をやっているかというところは、把握はしておりません。(P. 38「2020年の農林業センサスによりますと、取組者数が42経営体、そのうち水稻は30経営体ということになっております。」に発言訂正)

以上です。

(高橋) ごめんなさい。質問、環境配慮型農法に対する支援というのが市としてされていると思うのですけれども、されているのですけれども、その農家数が幾つかというのは把握されていないということですか。それだったら分かりますか。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

環境保全型農業直接支払交付金という交付金がございまして、こちらに鴻巣市では現在1団体が交付金を受けております。実際の構成員としては、令和6年度に16名おりまして、うち2名が行田市の方になっております。

取組としては、有機農業というところで、化学肥料や化学合成農薬を原則5割低減する取組と併せて行うもので、堆肥の施用やカバーコーリングなどの取組を行った者に対して支援しているものです。1団体がこの交付金を受けているところではあるのですが、ほかに減農薬で取り組んでいる農業者の方が何人というところの細かいところまでは、人数まではちょっと把握していないところです。

以上です。

(高橋) コウノトリのまちとして里づくりというところで、そういったところを増やしていくうというのが取組なのかなと思っていたので、1団体しかいない、把握している範囲というところだったのであれですけれども、ではちょっと下のコウノトリ里づくり基金のところで、先ほど

ほかの委員の方への答弁であったのですけれども、伝説米を小学校のほうに出していると。コウノトリで。我が子もおいしい、おいしかったというふうに言っていましたけれども、このこうのとり伝説米は小学校にどれぐらいの頻度で提供されているのでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。令和6年度についてでございますけれども、小学校への配布につきましては、米の不作もございまして、月ではちょっと飛び飛びになっております。最初、令和6年4月から7月までは配布しておりますが、8月、9月、10月と、この3か月は配布できませんでした。令和6年産の新米が出てきて、それからまた配布を開始したのですけれども、11月と1月の配布にとどまっています。

以上です。

(高橋) すみません。ちょっと分かりにくくてごめんなさい。配布というのは、給食で提供しているということですね。今小学校だけと言いましたが、中学校の給食でも。配布ではなくて、例えばどれぐらいの、例えば月何回給食で出しているとか、そういう感じでは分かりますか。分かりましたらちょっと。そのほうが分かりやすいかなと思うのですけれども。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。月に何日とか頻度につきましては、申し訳ありません、こちらではちょっと把握しておりません。

以上です。

(高橋) すみません、確認。中学校も出している。すみません、ちょっと答弁漏れ。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) すみません。中学校につきましても、小学校と同じ月で配布をしておりました。

以上です。

(高橋) そうしましたら、このコウノトリの里づくり基金積立金、伝説米を作っているというお話だったのですけれども、これ一般流通で伝説米というのはどれぐらい出ているのかというのは、そこは把握されてい

るのですか。あと、金額、キロ当たりの。たしかこのこうのとり伝説米って物すごく高級だったと思うのです。当然手法が、手がかかっていますので。今幾らぐらいになっているでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。

一般でどれくらい流通しているかというのは、申し訳ありません、存じ上げていないのですけれども、単価として1キロ当たり、こうのとり伝説米の購入額といったしましては、令和5年産米、4月から10月にかけてになりますけれども、こちらが1キロ当たり430円、それから令和6年産米、こちらが11月から3月までになりますけれども、これが620円で購入をいたしました。

以上です。

(高橋) ちょっとすごく安価だなと思ったのです。これは、給食に卸している金額ですよね、きっと。一般的な彩のかがやきとかも、今もうキロ800円とか1,000円とかしているではないですか、市場で。伝説米は自然農法で減農薬米なのに、430円とか500円台というのはかなり破格だなと思ったのですけれども。という認識で合っていますか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。

今申し上げました単価につきましては、学校給食に配布しているものではなくて、ほかに婚姻された方、あるいは出生された方、また3歳児健診を受診された方に対して、市が購入して、プレゼントとしてお渡しているときの購入額になります。小学校、中学校へのこうのとり伝説米の提供といいますのは、通常米の金額よりこうのとり伝説米のほうが若干高いですので、その高い分の差額を環境課としては支払いをしているという状況になりますので、ちょっと小学校、中学校が幾らで……差額を予算計上しているということになりますので、中学校、小学校が幾らで購入しているかということについては、通常の価格を把握しているわけではございません。

以上です。

(高橋) 分かりました。ということは、今のご答弁の中であった3歳児健診のときの伝説米のものは市からと、あと学校の分というのはここ

積立金のこの予算計上の中に含まれているということで、認識で合っていますか。その差額分が。すみません、ちょっと理解ができていない。(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。3歳児健診、出生届、婚姻届で購入してお渡ししているものにつきましては、こちらと小学校、中学校に差額分を計上しているものにつきましては、3歳児健診等が消耗品費、それから中学校、小学校の差額分を計上している分については賄い費(P29、「賄材料費」に発言訂正)ということで、細かくそこは分けて予算計上させていただいておりますが、同じ事業の中に……

(入っているの声あり)

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)はい、同じ事業に含まれております。

以上です。

(高橋)分かりました。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)失礼しました。訂正をお願いいたします。

先ほど賄い費と申し上げましたところ、正しくは賄材料費でございました。訂正しておわびいたします。

(委員長)ただいま訂正がございましたが、訂正ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続けてください。

(高橋)それでは、次に参ります。

218ページのこうのとりパートナー事業のところなのですけれども、前にほかの委員が質問していたらすみません。執行率31.4%にとどまったということですが、その辺りはどのように分析されていますか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。主な要因といたしましては、ポータルサイト掲載手数料におきまして、地域情報ポータルサイト「こうのす広場」に掲載するこうのとりマルシェの開催前後のレポート作成を当初委託業務に含んでおりましたけれども、業務の一部を市の職員が作成したことですか、また地元産農産物

使用店奨励金の申請者が少なかったために執行率が上がらなかつたものです。

以上です。

(高橋) 続きまして、242ページの道の駅整備事業、すみません、これ通告していなかつたのですけれども、先ほどのほかの委員のところからちょっと気になつたので、1点だけお聞きしてもいいですか。ハード面は大体整ってきて、これからソフト面というお話があつたのですけれども、ちょっとといまいちすっきりしなくて、例えば桶川市の道の駅というのは防災拠点型というので前面に押し出していて、そこが特性があるよというふうに認識しているのですけれども、鴻巣市の道の駅というのは、当然防災機能というのは整えるのかなというふうには思つてはいるのですけれども、鴻巣ならでは、鴻巣らしさ、桶川は、では防災だよねみたいな。では、鴻巣の道の駅ってこんな感じだよねみたいな、そういうところというのはどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えします。

鴻巣らしさとは何かというところで、平成31年3月に策定した基本計画でもある本市の特徴のうち、特に花と農に着目しております。これに加え、市ではコウノトリも他自治体にはない強みだと考えていますので、これらを組み合わせて周辺施設やほかの道の駅との差別化を図つていきたいと今後考えております。

以上です。

(高橋) 次は、では250ページの商工会補助事業、こちらもほかの委員さんも質問されていましたのですけれども、具体的な事業というのはそれぞれ……していないですね。すみません。ごめんなさい。訂正します。この補助額の内訳、補助事業の、事業の内容とか、具体的にどのようなものかというのをお伺いします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

市では商工会の事業に補助金を交付しておりますが、まず小規模企業指導費補助金でございますが、こちらは商工会事務局の職員の人事費、商工業者の様々いろいろな商工業に関する情報、資料の収集提供により、

地域商工業者の経営改善を支援する事業等に対する補助金となっております。

次に、商工会運営費補助金は、商工会館等の維持管理費や商工会の運営の費用等に対する補助金となっております。

次に、商工業振興費補助金ですが、市内の商工業者と地域の発展のため商工会等で開催するイベントに対する補助金となります。

続きまして、創業支援費補助金ですが、市内で創業される方を支援する事業への補助金となります。

次に、専門家派遣事業補助金ですが、商工業者の課題等を解決するため専門家を派遣する事業に対する補助金となります。

以上でございます。

(高橋) ありがとうございます。すみません。では、その中で1点だけ。イベント費に対する補助金というふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、具体的に何のイベントなのかお伺いします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

大きなものといたしましては、こうのす花火大会、おおとりまつり、鴻巣さくら祭り、鴻巣夏まつり、吹上夏まつり等になっております。

以上でございます。

(高橋) では、続きまして252ページのにぎわい交流館管理運営事業についてお伺いします。

昨日もほかの委員のほうからも質問がありましたので、収支が改善されたというご答弁がありました。竹田委員がおっしゃっていたとおり、お金の問題ではないよねと。もちろん民間ではないので、営利目的ではないと思うので、そういう考え方というのも大事だなと思ってお聞きしたのですけれども、実際にそこのにぎわい交流館の、商店街とかあの辺のにぎわいに対する波及効果とか、そういうのとかというの、数字は改善されたというふうなお話をありましたけれども、具体的にどういう波及効果があったのかというのをお伺いします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

にぎわい交流館につきましては、原則、仕入れとか、いわゆる原材料は

市内のもの、県産のものを使用させていただいております。商店街等の店舗で商品を仕入れてカフェで使用していることや、商店街の店舗の商品を物販をしていることにより商店街への広告と、これがおいしかったから、そのお店へ行ってみようという流れがつくり上げればなと考えております。

以上でございます。

(高橋) 市内で購入しているという今お話があつて、ちょっと先ほども質問したのでお伺いしたいのですけれども、こうのとり伝説米は使用されているのですか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

6年度につきましては、原則、にこのすで使っているものについては、こうのとり伝説米を使用しているというふうに報告を受けております。以上でございます。

(高橋) ということは、先ほどの差額分の計上された、コウノトリのこっちの、そこに入っているのですか。430円でしたっけ。五百幾ら。それで購入しているのですか、にぎわい交流館も。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

これは、指定管理者が独自に入手しているものとなります。

以上でございます。

(高橋) そうしましたら、昨日の委員のほうでも質問ありました。ほかの地元、鴻巣市内の方ではなくて、免許センターに来た人、観光だったりとか、そういう方々の来館というのですか、というのは、割合というのですか、市内の方と、その辺のところというのは把握はされているのでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

指定管理者にて来館者全員の方に調査、聞き取り等を行っているという報告はございませんが、令和6年度の指定管理者が何回か実施した調査によりますと、約73%が市内の方と報告を受けております。

以上でございます。

(高橋) あと、すみません、昨日のお伺いした収支のところというのは、

カフェの飲食店の売上げの数字とか、あとは経費だと人件費とかだと思うのですけれども、あと上にあるお部屋、調理室でしたっけ、とか、その辺の利用とかも含めて、令和4年度、5年度、6年度というのは、利用率というのはどのように推移されているのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)



(開議 午前11時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

すみません、手持ちの資料で細かい数字を持っているものが5年度と6年度のものになるのですけれども、令和5年度が合計で、利用人数の合計が1,123人、利用件数が193件、令和6年度が、利用人数が1,154人、利用件数が158件でございまして、ただ使用料の収入については把握をしておりまして、4年度が23万6,450円、5年度が17万1,300円、6年度が17万7,700円となっております。

以上でございます。

(高橋) すみません、ちょっとぱっと聞いた感じ、年間ですよね、今の年間でかなり少ないのかなという印象を受けたのですけれども、この辺りって稼働率というのは十分なものなのでしょうか。年間で百九十何件とかというと、ぱっと計算してもかなり少ないのかなという印象があるのですけれども、その辺りというのは、稼働率を上げるよう何か策とか、そういったところというのはされているのでしょうか。上で多分フリースペースで勉強するのもできたりとか、あと料理もできたりとかいうのがあると思うので、市民の方にとってとても有効な場所だなと思うのですけれども、なかなかちょっと、かなり稼働率が低いのかなという印象があるのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

施設、貸し館につきまして、稼働率はかなりの改善の余地があると認識しております。今年度については、貸し館のPRを積極的に行うように

指定管理者のほうへ指示しているところでございます。また、新しい指定管理者につきましては、その空いた時間を有効に使うべく、自主事業でいろいろな講座を開催をしていると、積極的にしていくということを伺っております。

以上でございます。

(高橋) それでは、今年度から指定管理者が替わって、期待ができるのかなというふうに今感じたのですけれども、現時点で、指定管理者が替わって、どのように変わったか。ちょっとなかなかそれだと抽象的なので、数字で一つの指標として、昨対比でもいいので、今までの分かる範囲で結構なので、昨対比を伺ってもいいですか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

月次報告書、いわゆる速報値みたいなものになってしまふのですけれども、そちらにつきましては、数字を申し上げますと、まず施設の利用状況でございますが、6年度につきましては63件の利用、353件の利用者という形になっておりますが……失礼いたしました。6年8月ですね。までの数字、累計になります。7年の8月までの累計ですと、件数が95件、利用者数が609件となっております。利用料金の、これは支払いを受けたものという形になりますけれども、6年度につきましては、8月末現在の累計で、支払い件数が38件、支払い料金のほうが……大変失礼いたしました。数字を逆に申し上げておりました。もう一度言い直させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(商工観光課長) すみません。もう一度最初から言い直させていただきます。

まず、6年度の8月末の状況でございます。貸し館業務の利用件数につきましては63件、利用人数が353件……失礼しました。7年度ですね。ごめんなさい。7年度が63件、353人の利用でございます。6年の8月末については、件数が95件、利用人数が609件となっております。貸し館に係る利用金額の收受ですけれども、7年度の8月末で38件、支払い金額は5万2,750円、6年度につきましては、支払い金額が66件、支払い料金に

については9万7,400円。自主事業につきましては、件数が、6年度末が34件、収受金額が3万4,500円、7年度の8月末が39件、収受金額が17万3,900円。カフェの売上げでございますけれども、6年度の8月末の状況ですと、こちらテークアウトも含めまして、点数が8,906点、人数が6,887人、売上金額が475万8,976円。7年度の8月末につきましては、点数が8,375点、人数が4,417人、売上げの金額が404万3,730円という状況でございます。ただ、指定管理者、4月に変更した際に、まだ慣れていないこともあって大分混乱をしていたようとして、7月、8月からテークアウトを始めたと。お弁当等テークアウトを始めたということで、大分売上げのほうも戻しておりますので、今後期待できるかと認識しております。

大変申し訳ございません。先ほど申し上げたのを訂正をするということでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前1時12分)



(開議 午前1時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのまま答弁続けてください。

(終わったの声あり)

(高橋) 分かりました。では……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前1時13分)



(開議 午前1時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋) 比較すると、そんなに変化は、まだ始まって、新しい指定管理者になってから変わったばかりなので、これから期待なのかなというふうに思うのですけれども、あと最後1点だけ確認したいのですけれども、

今後これって仕組みというか、これ指定管理者の売上げの取扱いについて確認してもいいですか。これって例えば自主事業とか収入があった場合というのは、その辺りって売上げはどのように扱われるのですか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

いわゆる指定管理導入施設につきましては、収入といたしましては指定管理料、利用料の収入、自主事業の収入等々が収入金額となります。使った経費につきましては、種々かかるものがあると思いますけれども、その差引きをして、この施設につきましては、その收支が200万円以上になった場合については市に50%という形でいわゆる指定管理料を精算するという形の取決めとなっております。

以上でございます。

(高橋) それでは、294ページの防災意識向上事業、こちらなのですけれども、先ほど危機管理監のほうからも防災意識はとても大事だよというお話があったと思うのですけれども、それを踏まえてお伺いしたいのですけれども、たしか10万円の予算をされていたかなと思うのですけれども、実際に執行が5,000円にということですけれども、そもそもこの防災意識向上事業というのはどういう事業になっているのかお伺いします。

(危機管理課長) お答えいたします。

防災意識向上事業につきましては、住民の防災意識啓発活動として出前講座を開催しております。また、講座の内容によりましては県のインストラクターを派遣するようになっております。この県のインストラクターを派遣する場合は、謝礼として5,000円発生しますので、令和6年度については、希望する講座の内容が市の出前講座で賄えた中で、1件だけが県のインストラクターを派遣したところで5,000円に終わったところになっております。

以上です。

(高橋) 分かりました。予算を抑えるということはいいことだとは思うのですけれども、決して、では事業自体が予定よりも行われなかつたということではないという認識でよろしいですか。

(危機管理課長) はい、そうです。出前講座のほうは引き続き行われて

おりますし、令和7年度につきましては、県のインストラクター、2件もう派遣済みで、また2件予約のほう入っておりますので、スムーズに進んでいると考えております。

以上です。

(高橋) 防災意識向上というのはとても大事だと思いますので、ぜひやっていたいなと思うのですけれども。

296ページの家具転倒防止器具等設置促進事業、これ最後になります。こちら予算に対して19.6%の執行率ということ……今年度は7割ぐらいがって先ほど答弁があったのですけれども、この辺の周知方法だったりとか、あとは申請の手続の煩雑さとか難しさとかって、ご高齢の方とかがちょっと難しかったとか、そういう分析みたいなものはあるのでしょうか。今年度は大丈夫、7割ぐらいという話もあったのですけれども。

(危機管理課長) お答えいたします。

昨年度は、市の広報紙、4回、年間で掲載したほか、市ホームページや公式SNS、またイベント等でもチラシの配布をしたりと、いろいろと周知活動のほうは行っておりました。また、手続の煩雑さというところに関しましては、電子申請での申込みも可能としているため、また申請書と請求書を兼用しているというところでも、かなり申請はしやすい形を考えて作ってあると考えております。

また、ちょっと年齢のほう、年齢層なのですけれども、こちら申請に当たっての年齢制限を設けていないため、申請書にそこの枠がないものですから、ちょっと年齢層のところは把握できていないところあります。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)



(開議 午前11時32分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境経済部参事兼農政課長) 申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

高橋委員の質疑の中で、鴻巣市の有機農業のところですけれども、実際に有機農業に取り組んでいる人数は把握しておりませんというふうに答弁させていただいたところですが、統計資料が見つかりましたので、ご答弁申し上げます。

2020年の農林業センサスによりますと、取組者数が42経営体、そのうち水稻は30経営体ということになっております。

以上でございます。

(委員長) ただいまの発言の申出、訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(竹田) 先ほど120、121ページのデマンド交通についての質問をされていた方もいましたので、その点でちょっと1点だけ確認をしたいと思います。

県と国の補助金を使っていろいろ努力されようとしていることは分かりました。公共交通に対しては、国からの特別交付税が算入される、赤字分の2分の1は財政規模によって算入されるというふうに伺っていますが、その点確認されているかどうか、まず伺います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 特別交付税として算入されております。

以上です。

(竹田) 続いて、132、133ページ、マイナンバーカード交付事業です。この中で、マイナンバーカードは5年の有効期限があると思いますが、その5年経過の更新枚数、それから新規の枚数、それからあと返還された枚数についてお答えいただきたいと思います。これ通告していますので、数字など分かると思います。

(市民課長) 5年の交付枚数というのは、カードの交付という意味ですか、それとも電子証明書の更新ですか。

(竹田) 5年経過すると更新をするようになりますよね。その更新の枚数。更新された方の枚数で。

(市民課長) 現在10年目になっていますので、5年と10年、電子証明書

の更新ということになりますと、令和6年度につきましては約1万300件です。交付枚数ですけれども、こちらは約8,500件です。新規が8,500件になっています。これには他市町村からの継続の分も入っていますので、これが約8,500です。

以上になります。

(何事か声あり)

(市民課長) すみません。返還枚数ですけれども、こちらの返還枚数というのは自主的に返還したと、そういう理解でよろしいですか。こちらは、基本的にはありません。ほとんどありませんということです。

以上になります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 3点にわたり討論をします。

1点目、マイナンバーカード取得のための推進と、今回後期高齢者医療保険に対してのマイナンバーカード推進のためのPRの費用なども入っていますので、この点を指摘します。

2点目が、ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までにCO₂をゼロ(P.41「実質ゼロ」に発言訂正)にする、2030年までに45%にするという目標に取り組んでいますが、2024年(P.41「2023年」に発言訂正)度末で6.2%であることが分かりました。ふさわしい取組にすべきです。

3点目がにぎわい交流館の事業です。にぎわいを創出するという点で、埼玉県信用金庫を4,000万円で取得し、1億2,000万円で改修した、そして指定管理料も払っていますが、なかなか黒字にならない状況。かつ、売上げの200万円以上を超えたたら50%返還するという仕組みそのものが、いわゆる公共施設を民間のもうけのために使う事業であると。本来、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるべき内容であるという点から見

て問題であるということを指摘し、反対といたします。
以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(高橋) 令和6年度鴻巣市一般会計決算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

全体としておおむね健全に執行されたと判断し、賛成いたします。その中でも、市民生活に身近で効果が分かりやすいにぎわい交流館の運営について触れさせていただきます。

にぎわい交流館にこのすは、市民が集い、活動できる拠点であると同時に、免許センターを訪れる多くの方々に鴻巣を知っていただける玄関口でもあります。令和6年度決算においても一定の利用実績が確認され、収支改善も見られたと。また、地域のにぎわいに寄与していることは評価できます。また、本年度から指定管理者が変更となり、新しい体制の下で環境整備が進んでおります。特に館内外の花が整えられており、市役所を訪れる方や来館者に心地よさを与えていていること、自主事業が増え、市民参加の機会が広がっていることは前向きな変化と受け止めております。さらに、飲食スペースにおいては、管理栄養士が考案した付加価値のあるメニューが展開されており、来館者にとっておいしい時間と健康を同時に楽しめる空間が整えられてきた点も市民の憩いの場として期待できます。今後も子どもから高齢者まで幅広い世代に利用される場として魅力を高め、あわせて観光や商店街への波及効果がさらに広がっていくことを期待しまして、以上のことから令和6年度鴻巣市一般会計決算のうちににぎわい交流館運営事業について、市民の利便性と地域の活性化に期待をして、本議案に賛成いたします。

(委員長) ほかに賛成または反対の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時43分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

(竹田)先ほどの一般会計決算認定の議案の討論の部分の2項目めです。

2つ間違いがありましたので、訂正をお願いいたします。

まず、ゼロカーボンシティ宣言、2050年までに実質ゼロと申し上げるべきところを「実質」という言葉が抜けておりました。他のところでも併せて訂正をお願いいたします。

それから、令和5年度、2023年と申し上げるべきところを「2022年度末」と申し上げましたので、この部分も訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の申出に対しましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時59分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第80号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) では、通告していませんけれども、80号について何点か質問いたします。

まず、8ページです。システム整備費等補助金、これは国の確定を受けて入るものということで、マイナ保険証を推進するための様々なシステム変更の補助の確定によるものというご説明がありました。今マイナ保険証、マイナンバーカードに国保情報をひもづけするだけではなくて、スマホにも様々な情報をひもづけするような動きもありますが、スマホへのひもづけというのはこの補助対象になっておられるのか、まず伺いたいと思います。

(国保年金課副参事) まず、8ページ、9ページに載っています社会保障・税番号制度システム整備費補助金なのですが、こちらにつきましては、マイナ保険証に係る周知を目的としたリーフレットを印刷、送付することに対する補助金になりますので、印刷製本費に対してその費用を補助を受けたという形になります。スマホによる保険証の部分は、まだこちらも詳しい状況等が分かっていないので、国、県等の通知を遅滞なく確認できるように注視しているところです。

以上です。

(竹田) 分かりました。

続いて、10ページの運営費、運営基金積立金で今回1億3,700万円です。前年度の基金の残高を見ると約1億6,000万円くらいかなというふうにちょっと記憶していますが、合わせて約3億円になるのか、この数字について確認をしたいと思います。

(国保年金課副参事) 委員おっしゃいますように、令和6年度末の基金残高約1億6,000万円でした。令和7年度の当初予算において、予算編成の中でほぼ全額に当たる1億6,000万円を繰り入れるという予算を組ませていただいているので、そこで実質的にはその当初予算をもって残高ほぼなくなります。そこに対しまして今回6年度決算が正式に出たことによりまして、改めて1億3,700万積み立てさせていただくので、年度末の決算見込みもこの1億3,700万プラス利子分相当の額になる予定です。

以上です。

(竹田) 分かりました。

続いて、10ページの特定健診等負担金返還金の中で努力支援交付金返還金の理由なのですが、本来県なりが様々な、収納率とか特定健診の割合とかいろんなものを加味して努力支援交付金というのは支給されるというふうに私ちょっとこの間、そういう認識だったのですけれども、なぜ返還するのか伺っておきます。

(国保年金課長) ご質問の保険者努力支援交付金、事業費分、事業費運動分につきましては、当初にその事業についてこの金額で、例えばこの金額で申請というか、ある事業を行うよという申請額で実績を出すものです。それで、これについて返還のものについては、当然実績額と差異を生じる過払い交付分については、今回の県により返還をすることになります。具体的にこの事業費分、事業費運動分で大きく返還する要因となったものが、例えば糖尿病性腎症重症化予防につきまして、当初、これ国保連合会とジョイントしている事業なのですけれども、当初申請が590万あたり盛り込んでいたのですけれども、実績額が370万程度というふうになっておりまして、そういうものの事業の積み重ねがありまして今回の金額が返還になっております。

以上でございます。

(竹田) 分かりましたけれども、いろいろ努力したけれども、結局、いわゆる執行部の皆さんの努力と、それからあと市民の努力というのが一致しなくて返還するようになるのですけれども、そういう点からいうと、満額にいただくようにするには相当の努力をしないと100%にならないというか、返還しなくてもいいようにはならないのかなというふうにちょっと思うのですけれども、この間の努力と、あと市民の意識というのですか、まず特定健診を受けて早めに治療をするとか、早期発見、そして適切な治療に入るという点でのこの間の努力と、返還しなくてもいい方法というのはどのようにお考えか、最後に伺っておきます。

(国保年金課長) 委員おっしゃるとおり、確かに保健事業は行政、我々保険者としては一生懸命取り組みたい事業であると。でも、例えばこれ

私も一市民においては特に、例えば病院にかかるて何か保健指導、実際、個々の意識もありますけれども、するかどうかという意識づけというのをやっぱりなかなか難しいところあるかと思うのです。そのギャップを埋めるために我々保険者としては周知徹底して埋めていって、保健事業、それで被保険者の皆さんのが少しでも早く重症化にならないように、医療費増大にならないように尽力していくのが我々保険者の使命だと思っております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成または反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時12分)



(開議 午後1時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長、休憩願いますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時24分)



(開議 午後1時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けてください。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求める。質疑ありませんか。

(橋本) すみません。先ほど失礼いたしました。市民環境として初めてなので、ちょっとなかなか分からぬのですけれども、療養給付費が減少したということ、先ほども説明あったのですけれども、ちょっともう一度詳しく説明していただけますでしょうか。

(国保年金課長) 療養給付費というのは、当然医科、歯科、調剤という、いわゆるポピュラーな、病院にかかるということで療養給付費なのですけれども、基本的に被保険者の方が国民健康保険減っておりますので、そうすると1人当たりの医療費は若干上がっておるのですが、被保険者数が下がっているので、全体的な療養給付費は下がるというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

(橋本) 特に1人当たりの病気の費用は下がっているわけではないということですね。

(国保年金課長) こちらお手元の資料2の1を見ていただくと分かるのですけれども、資料集の資料4の、1人当たりの医療費につきましてはむしろ年々ちょっと上がっている状況になっております。

以上でございます。

(橋本) あと、どうしても特定健診とか人間ドック、これの受診、あとがん検診ですか、受診者が少ない。どうしてもこれ、先ほど質問もありましたけれども、もう根本的に何か変える方法とか、どうしても医療費どんどん増えていくので、やっぱり予防医療というのが今注目されていますけれども、根本的に変える方法って何か具体的に検討しているのか、ちょっとそれだけお伺いします。

(国保年金課長) 先ほどのご質問にもありましたように、保健事業の強化がやはり医療費削減のキーワードになるのは間違いないと思います。でも、やはり個人個人の人の認識というのがなかなか薄いのも現状かと思うのですが、保険者として地道に、未受診者の方に受診勧奨のはがきを送ったり、電話勧奨したりとかということで地道にその問い合わせをしていくということがやはり近道ではなかろうかなと思いまして、今年度も一生懸命頑張っているところでございます。

以上でございます。

(橋本) あと、資料4の8の糖尿病性腎症重症化予防事業、これ完了した人は透析になりにくいということで考えてよろしいのですか、この場合に。

(国保年金課長) こちら要するに面談とかそういうことを何回かして医師につなげたということになりますので、基本的にある程度いってしまった人ですので、そうすると今後も医師の管理下で指導を受けながら自己節制に努めていただくのが大事かと思うのですけれども、一応この糖尿病性腎症重症化予防事業というところ、ドクターにつなげるところまでいったところがこれだけの完了したというふうに認識でございます。

(橋本) 昔の呉市でその先進例を見たことがあるのですけれども、今透析される方、糖尿病によって透析される方の何人いるかって把握はされているのでしょうか。

(国保年金課長) すみません。そちらについて、ちょっと把握はしてございません。

(橋本) 最後に、資料4の2ページの医療費高額上位の方がびまん性大細胞型B細胞リンパ腫、これ3,400万ですか、これって1年間でこのくらいかかるということですか。それとも、3から2って書いてあるのですけれども、これ1年間でこのくらいかかっているということなのでしょうか。

(国保年金課長) こちら1か月のレセプト単位で載せておりますので、これ1か月の金額になります。1か月でこの方が一番だと3,400万ほど1か月のセレプトとしてかかっている金額になります。ですから、1年になるとこの方もっと多く……

(12の声あり)

(国保年金課長) 12倍にはならないと思いますけれども、何かこのときだけ例えば特別な手術とかしたと思うので、1か月分のデータとなっております。

(竹田) 資料請求したものについて丁寧に作っていただき、ありがとうございました。では、何点か質問してまいります。

まず、1点目が監査委員の意見書の中に不納欠損の対象の人数と金額が増えていますよね。国民健康保険税法というのかな、それに伴ったり、地方税法に伴ったものが増えていますけれども、その要因について、まず伺います。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

国保税につきましては、収税対策課において徴収事務をお願いしております。こちら収税対策課のほうにおいて財産調査等の適切な徴収事務を進めたところ、令和6年度は即時消滅であったり無財産と判断される方が多かったので、不納欠損が増加したということです。

以上です。

(竹田) そうした場合、今マイナ保険証になったために、いわゆる収税対策、ちょっと違う課に移ってしまうかもしれませんけれども、収税対策の機会が、今まででは資格確認書とか短期保険証ということを発行して相談されていたものが、マイナ保険証になったことによって面談する機会が減ってきたりとかしていると思うのです。ですから、そういう国保

税を滞納されている方というのは基本的には受診させないというのは人権問題ですけれども、そこら辺はどのように窓口で……聞けるのかな。国保の担当者としてどのようにつかんでおられるか伺います。

(国保年金課副参事) こちらなのですが、委員ご指摘のとおり、昨年の12月2日以降、従来の紙の保険証というものは廃止されまして、マイナ保険証が基本となりました。そのタイミングで同様に短期被保険者証が廃止されました。ですので、今までの短期被保険者証として相談を一度お願いしてから保険証をお渡しするよという制度自体がなくなったのですが、今後につきましては、ほかの税と同じように引き続き収税対策課において適切な徴収事務をやっていただけるものと考えております。

以上です。

(竹田) 続いて、マイナ保険証のひもづけ状況と窓口での利用率についてお聞かせください。

(国保年金課副参事) 国民健康保険被保険者のひもづけ率、登録率なのですが、令和7年3月31日時点の数字ですと、こちら66.48%になっております。その時点の被保険者2万1,872人中1万4,541人ということで、66.48%の登録率となっています。また、マイナ保険証の利用率、医療機関でのマイナ保険証としての利用率なのですが、こちら令和7年3月診療分の数字ではあるのですが、33.38%となっております。こちら、先ほど話が出ました外来のレセプト件数のうちマイナ保険証により資格の確認をした方の割合ということで、33.38%となっております。

以上です。

(竹田) 歳入のところにもマイナ保険証を推進するための印刷物の補助金というのは国から出ているのですけれども、前年度と比べてマイナ保険証のひもづけ状況と、それから利用率というのですか、窓口での利用率というのはどのように変化しておられるのでしょうか。

(国保年金課副参事) こちらのマイナ保険証の登録率につきましては、現在は月に1回、国保連というところから届いているのですが、以前は3か月に1度届いておりました。今お話をさせていただきましたとおり、令和6年度末が66.48%で、ほぼ1年前になるのですが、2024年の4月、

令和6年の4月、これ中旬に国保連から届いた数字ですと、割合が57.63%とありますので、1年間で約9%上昇しております。

以上です。

(竹田) 続いて、392ページ、ページよりもこっちのほうが見やすいのですけれども、保険者努力支援金で、先ほどこれだけありましたよというので数字をお示しいただいたのですけれども、でも今回の補正では返すようになっています。そういう点でのこの支援金、先ほどの支援金の内訳……さっき聞いたから、いいか。一生懸命やっているのだけれども、返す仕組みになったというのはいつからでしょうか。全ていただけるものだというふうにちょっと私の認識ではいたのですけれども、いつからそういう仕組みになったのか、ちょっとお尋ねします。

(国保年金課長) 先ほどの補正予算で返還するというような、ちょっとこの科目が何かいっぱい同じような名前がついてちょっと分かりづらいのですけれども、保険者努力費の事業費、事業費運動分というものについては、先ほど実績に基づいて返還する手はずを取っていることになっております。でも、ただし竹田委員がおっしゃるような、先ほど私が説明した保険者努力支援分というものはもうポイントでもらえるものということになっておりますから、ちょっと同じ保険者努力支援でもポイントでもらえる枠と事業費、いわゆる保健事業の、これは健康保険の保健事業の事業費、事業費運動分については、かかったもので実績としてもらえるものになっています。その辺の区分けがちょっとあると思っております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。システムが非常に複雑になってきているという受け止めでよいのかどうか。ちょっと私の認識だと、もっと昔はシンプルだったと、収納率とかいろいろあったと思うのですけれども、その項目によってまた返さなければならぬという部分で非常にシステムが複雑になってきているのかなと受け止めたのですけれども、そういう受け止めでよいのかどうか確認しておきます。

(国保年金課長) これ私自身の話になるのですけれども、私も結構一昔

前、国保のほうの事業は携わらせてもらいましたけれども、当時と、特にこの辺の交付金絡みはがらっと変わりましたので、私もこの4月からこの職に就いて、この辺につきましてはかなり複雑になったなというふうに実感はしております。

以上でございます。

(竹田) 続いて、394ページの未就学児の均等割保険税の繰入れ人数、それとあと鴻巣市が独自に行っている多子世帯の均等割の減免の、それぞれの人数をお答えください。

(国保年金課副参事) まず、未就学児均等割保険税免除に係る繰入れ人数なのですが、こちら281世帯で対象者が346人のお子さん、未就学児になります。多子減免のほうなのですが、こちらは82世帯、101人のお子様といいますか、第3子以降の方が対象となりまして、減免額が158万7,100円となっております。

以上です。

(竹田) それで、先ほどの説明の中で、いわゆる多子世帯の均等割に対する評価なのですけれども、埼玉県は赤字分の補填は一般会計から繰入れしないでねというのが原則で今向かっていますよね。国保税の標準化を目指してやっているのですけれども、多子世帯のこの減免というのはいわゆる赤字補填分としてカウントするのか、それとも赤字ではなくて、市独自のものだから、引き続きやってもいいのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

(国保年金課副参事) まず、この多子減免に係る繰入れが赤字補填に当たるかということなのですが、これは当たらないということで我々毎年県のほうには報告しております。その上で、今の標準化以降、これが継続していいかというところなのですが、これ現在県のほうのワーキンググループという会議の中で、やはり全県的に保険税の水準を統一する以上、やるほう、減免等も統一したいという考えが県にありますので、その中で今議論させていただいているところです。

以上です。

(竹田) ということは、標準化になれば県が全面的に県の方針に従って

各市町村の独自の施策というのはなかなか展開できなくなると思うのですけれども、考え方として、均等割に対する、子どもの均等割に対して国は未就学児均等割保険税繰入金というのをやっていますよね。ということは、子どもの均等割は、本来所得のない子どもから均等割を取るのはおかしいという世論がずっと盛り上がって、今未就学児まで広がりましたけれども、そういう考え方でいくならば、子どもの均等割そのものに対して国が、未就学児までですけれども、埼玉県として同じような施策としてできないかということをワーキンググループの中では検討されないのか。ぜひ検討していただきたいというふうに思うのです。

(国保年金課副参事) こちら子どもに対する均等割の負担につきましては、まず国ほうに対しては、現状の未就学児均等割半額軽減が施行された後も割合あるいは対象範囲を増やしてほしいというのは国に対して申入れしておりますので。県全域で多子減免を導入すべきだという議論は、我々もワーキンググループに参加させていただいているのですが、その中でこういった意見があるということは伝えていこうと思います。以上です。

(竹田) 続いて、398ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、これはどのようなシステムに移行していくのか、その変化についてお尋ねをします。

(国保年金課副参事) こちらなのですが、先ほどの補正予算で今回、7年度の補正予算として出させていただいたものと内容は似ているのですが、やはりマイナ保険証に変わりますよという周知を、特にこれは昨年度、12月2日からもう保険証がなくなりますよということを被保険者の方にお知らせするための文書を昨年の保険証を出す時期に同封させていただいたもので、やはりこちらも印刷製本費の補助ということになりますので、特別これがシステムの改修費ということではないです。印刷製本費の充当補助金ということになります。

以上です。

(竹田) 一生懸命マイナ保険証に移行しますよということでやっていたいている。それで、当初は資格確認書は申請してくださいということ

で厚生労働省はシステムを始めたけれども、さっきの稼働率との関係では、いわゆる保険者が国保連合会から来る情報を基に自動的にというか、保険者の責任で資格確認書を配付するように仕組みが変わりましたよね。誰もうなづいていない。申請主義から保険者の国保連合会から来る情報を基に資格確認書というのを交付するようになりましたよね。だから、そういう点からいうと、一生懸命努力はしているけれども、なかなか普及しないというその要因は何だというふうにお考えでしょうか。

(国保年金課副参事) まず、資格確認書を送付するか、資格情報のお知らせを送付するかは、現在は月に1度、被保険者の方がマイナ保険証を登録しているかしていないかという情報を得られるので、それを基に一斉更新時に、マイナ保険証をお持ちの方には資格確認書、お持ちでない方には資格確認書を送るということを今回の7月の一斉更新でやらせていただきました。今現在、ひもづけ率は大体、先ほどもご回答させていただきましたが、66.48%ということで、3人に2人がひもづけていただいているという状況のこの数字がここ数か月やはり続いておりまして、やはり伸び悩んでいる部分はあるかと思います。昨年の12月には、保険証が廃止されるので、ぜひこれからはマイナ保険証お願いしますということで、登録をまだされていない方に勧奨通知等もお送りした上で今3分の2という段階なので、引き続き国保だよりや広報等でマイナ保険証をお願いしますということは周知していきたいと思います。

以上です。

(竹田) 続いて、405ページの出産育児一時金支給事業です。それとあと、葬祭費支給事業。それぞれ対象人数をお答えください。

(国保年金課副参事) こちら出産育児一時金の支給人数、令和6年度は40件です。葬祭費のほうが146件となります。また、こちら先ほどの資料集にも数字を載せさせていただいています。資料集の中の2ページの一番下に表4というものがあるのですが、この中に出産育児一時金、葬祭費等の経年推移を載せています。

以上です。

(竹田) そして、ごめんなさい、ちょっとこの資料全部見切れていた

ていけないですけれども、毎年今、標準課税額に近づけるために税率見直しが行われています。そういう点からいうと、この中に出ていますか、1世帯当たりの調定額。税率改正に伴う調定額というのは。私ちょっと資料請求……すみません。私の資料請求の仕方がまずくて、申し訳ありませんでした。現年度調定額ということで、これトータルの数字なのですけれども、例えば均等割の割合を改正したりとか、それからあと所得割を改正したりとかして、1世帯当たりとか1人当たりというのをこの数字から、加入者で割ると出てくるという受け止めでいいのかどうか。すみません。私の資料請求の仕方がまずくて申し訳なかったです。調定額と言ったら調定額がそのまんま出てきてしまった。すみません。

(国保年金課副参事) 本日お配りしました請求資料のほうには調定額の経年変化ということで載せさせていただきまして、これはやはり今委員ご指摘のとおり税率改正のみのではなく、被保険者が減っているという状況も踏まえた上で最終的な調定額になります。その上で、すみません。本日お配りしました資料2、国民健康保険事業特別会計歳入決算の状況という資料2の1ページ目の右のほうに表1というものがありまして、資料集ではなくてA3の、資料2と右上にある表の1枚目の右に表1として現年度分調定額徴収率等の状況というのを載せさせております。この一番右に、これ3月から2月の12か月平均の人数を基に出させていただいた1人当たりの調定額と1世帯当たりの調定額が載っております。これがやはり1人当たりとしてはこのように伸びているということになります。

以上です。

(竹田) 後期高齢者保険の今度は補正の中では、子ども・子育て支援金で、支援制度の中で今回補正が出ているのですけれども、国保の補正では出なくて、決算でも出でないのですけれども、それは何ゆえなのでしょうか。

(国保年金課副参事) まず、後期は、この9月議会の補正に出させていただきました。国保のほうが出でない理由なのですが、国民健康保険のほうは市町村事務処理標準システムという国が開発したシステムを使

わせておりまして、各種制度改正に伴う改修はもう無償で必ずそれをプログラム変更等の作業をしていただけるので、そこに関する費用が発生しないということで、後期のほうのみ補正が出ております。

以上です。

(竹田) 分かりました。ということは、決算でも出ないし、補正でも出ない、もう国がシステムそのものについて仕組みをつくってしまっているから、構わないのですけれども、そうしたら、ごめんね、どこで聞けばいいのかちょっと、あるかなと思ったのですけれども、なかったのであれですけれども、今後、令和8年度からは、国保加入者でいえば1人当たり250円、世帯当たり350円がこの保険税の中に上乗せされていくという受け止めでよいのかどうか、そこだけ確認します。

(国保年金課長) 令和8年度から子ども・子育て支援金やるのですけれども、まだ詳細が正直来ていないので、今の金額だけ先行しているのもあれなのですけれども、我々もその詳細は来ていないので、具体的にはまだ把握はしておりません。

(羽鳥) 資料4の表5の1のがん検診の状況なのですが、個別のほうは全受診者数の中で国保の割合、子宮がん頸部のほうと子宮がん頸部プラス体部、10%ぐらい低いです。これ何か原因があるのかなと思ったので、お聞きをいたします。

(国保年金課長) すみません。がん検診につきましては健康づくり課がやっておって、この原因につきましてはちょっと分かりかねます。

(羽鳥) やはり集団検診のほうが非常に効率がいいということもあって、国保の割合が10%以上高い、47%とかそういう数字が出ているのですが、この集団検診の実際の検診状況というのはどういうふうな形でやっているのかお聞きをいたします。

(国保年金課長) これ国保として事業を行っていまして、健康づくり課がやっておるので、バスが来て集団でやられているのかなというふうなことをちょっと、私も一役所の人間として認識はしております。

(羽鳥) では、次のページめぐりまして資料4の中の表の8、糖尿病性腎症重症化予防事業の状況を見ていまして、参加者と完了者の定義とい

うのはどういうのでしょうかね。

(国保年金課長) こちら参加者につきましては、この重症化予防事業について、このプログラムに参加するよという形の手を挙げた人ということです。完了者につきましては、先ほど橋本委員のご質問あった、最終的にそれが完了というか、終わって医師につなげたとかということが完了者になると思います。3か月間ですか、サイクルプログラムをして終わったということが完了者になります。

(羽鳥) 結局、該当者の1割か、大体、それぐらいの方が参加者として出てくるのですが、ちょっと年度によって波があると思っておるのですが、これ何かまた理由があるのでしょうか。

(国保年金課長) こちら医療機関の推薦によってやっておりますので、参加しない方については医療機関のドクターがフォローしているものもありますので、ちょっとこの参加者はまちまちになるというか、そういう年もあるということになります。

(羽鳥) この該当者もできる限り参加していただければ、より一層国保のほうのお金がかからないような結果に結びつくと思うので、その促進化というか、促す方法が何か今後考えられるか、また現時点で考えているのかをお聞きいたします。

(国保年金課長) やはりこちら、委員おっしゃるとおり糖尿病で透析までいってしまうとかなり医療費もかかりますし、ご自分自身も非常に困ってしまいますので、その辺の認識を深めるように周知徹底と、あと該当の医療機関に連携をもっとさらに強化、密にして、この予防事業のほうに積極的に参加していただくように働きかけていきたいと思っております。

(羽鳥) あと最後に、完了者が出てるわけなのですが、これ1年ぐらいで結果が出るのですか。それとも、2年またぎ、3年またぎで完了者になるという形で理解したらいいのですか。

(国保年金課長) 例えばこの糖尿病というのは、ご承知のとおり、例えば風邪を引いて治ったから元気というわけでなくて、例えば完了して、それが自己節制して、今後仮にこのプログラムから外れても、自己節制

していかないとまた悪化してしまう数値のところだと思いますので、やはりこれは完了してもご自分の自己節制が大事なのかなとは思っております。

(羽鳥) 私聞きたかったのが、このプログラムに参加して完了するまでに、期間的に、ではどれぐらいかかるのだろうなと、平均して、それをちょっと理解したかったのですが、その数値はないですね。

(国保年金課長) 一応こちら3か月を目安にやっておりますので、そこで完了すれば……その3か月でこのプログラムを習慣づけしてもらって、それを自分で習慣づけてやっていただくというような、要するにご自分が糖尿病重症に関する意識づけを行うというふうなものですので、例えばずっと2年も3年もマンツーマンでやるというものでもないですので、あくまでも意識づけで3か月を目安に行っていただかくというのが現状です。その後はご自分で何か一生懸命やっていただかくということになると思います。

(羽鳥) 完了者イコール完治者ではないですね。

(国保年金課長) そうです。完治者ではなくて、例えばそれが爆発的によくなるというわけでもなくて。

(国保年金課長) そうです。そういうことになります。

(高橋) すみません、1点だけ。

特定健診の受診率というのは、若年層はやはり少ないのかなというふうに見受けられるのですけれども、その受診率向上を目指して実施された取組というものはあったのかお伺いします。

(国保年金課長) 年齢階層を絞って例えば受診勧奨はがきを送ったり、電話勧奨したりとか、確かに若い世代は働いている方もいらっしゃるかと思うので、なかなか電話がちょっとつながらないことが間々あるのですが、やはり若い方に少しでも受診していただきたいと思って、保険者としては努力しているつもりでございます。

(高橋) ということは、その若い方、言わば働いている方とかってなかなか時間もなくて、行くのが難しいとかというのが理由の一つかなと思うのですけれども、他市とかですとオンラインとかができるものだった

りとか、予約とかウェブとか、そういう若い世代もなるべく受診できるような、そういった取組みたいなのというのは鴻巣市で今後は予定はされていますか。

(国保年金課長) 若い方、老年問わず、やはりご自分の体のことですので、例えばこの特定健診、鴻巣市は6月から2月まで結構期間が長くやっておりますので、そういったこともかなりメリットになるかと思うので、それでご自分で電話して、医療機関に予約とかしてもらえますので、そこはそういったDX化も視野に入れながら今後は考えていきたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 毎年、県の示す標準課税額(P.58「標準保険税率」に発言訂正)に近づけるために国保税の税率改正が行われております。令和6年度も値上げがありまして、1人当たりの調定額で6,626円、世帯当たりの調定額で6,311円、前年度に比べて値上げになっています。そういう点では、非常に国保の広域化に伴って国保税が上がるという点では大変なことでありますので、市民に負担が増えている国保会計であるという点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時11分)



(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田委員より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(竹田) 度々申し訳ありません。先ほどの国民健康保険の決算認定の討論のときに、国保税の県の示す「標準保険税率」と申し上げるべきところを「国保税の標準化」と申し上げました。正確には「標準保険税率」ですので、訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正に関しましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第82号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(竹田) 今ご説明いただきましたけれども、子ども・子育て支援法の改正に伴う今回の補助金とシステム改修だということですけれども、何ゆえにそもそもこういう仕組みがつくられたのか、まずここをお伺いしておきます。

(国保年金課長) 子ども・子育て支援金は、日本の問題になっている少子化対策の一環として国が新たに導入した制度になります。ですから、それで子ども・子育て支援法の改正により、後期高齢者医療保険料の基になる高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に、令和8年度より子ども・子育て支援納付金を含めることとされましたので、それに伴うシステム構築ということで、今回のシステム改修の予算を計上させていただいております。

(竹田) 子ども、子育てを支援することは大事だと思うのですけれども、これは国会で決まったことだから、もうやらざるを得ないとは思うのですけれども、子ども、子育てを支援することは大事だと思うのですけれども、なぜ後期高齢者の人から、保険税が増えていくわけですよね。長い間頑張った人がまた保険税が増やされるというこの仕組みなのではないかと思うのですけれども、その点は、保険税が増えるという認識でいいのかどうか、まず確認します。

(国保年金課長) 保険税、保険料というか、通常のかかる保険料と子ども・子育て支援納付金は区分されて明文化されますので、純粋に保険料が増えるという、当然1枚の保険料徴収納付書の中には区分されますけれども、あくまでも子ども・子育て支援納付金ということで全世代から徴収するというものなので、保険料が上昇するというふうな概念ではないと考えております。

(竹田) 先ほど令和6年度の国民健康保険特別会計の決算認定で質問をしたときに、まだ詳細については不明ですということでしたけれども、今回システムの改修費まで出たりとか、補助金も来ているということは、それなりにこういうシステムになりますよという説明という文書というのは来ているのでしょうか。

(国保年金課長) 先ほど申しましたとおり、後期高齢者医療保険料とは別に算定すること、またその算定根拠の保険料のうち幾らが子ども・子育て支援納付金なのかを被保険者に明示できること及び後期高齢者医療保険における収納額と支援納付金の収納額は分別して管理されることということが、そういうことは周知されていますけれども、具体的に例えば幾らになるかというところの見通しは今のところは示されてはございません。

(竹田) こども家庭庁の支援金制度等準備室が令和6年3月29日に発表したホームページには金額までちゃんと示されているのですけれども、このホームページで出した1人当たり平均月額、後期高齢者医療制度の中からは、子ども・子育て支援金に係る部分として200円ですよってホームページで示されているのですが、このホームページで示された内容で

進むという受け止めでいいのか、また新たに通知が来るというふうに考えておられるのか、ちょっとその辺を確認します。

(国保年金課長) 今委員がお持ちになっている資料につきましては、私どものほうも把握というか確認、ホームページですので、確認はしております。ですから、我々もその資料、情報に基づいて推測というか、そちらに基づいて事務のほうは行っておりますけれども、詳細につきましてはまだ来ておりませんので、今の委員のご質問で、今後、当然まだ、あと半年近くで当然来るわけですから、詳細な通知等が監督官庁等から来るというふうに認識はしております。

(竹田) ということは、システム改修委託料で456万3,000円ですけれども、このシステム改修に係る部分というのは、ソフトか何かが来て、そのソフトの入替えによって子ども・子育て支援金の部分を後期高齢者保険料に上乗せするようなシステムになっていくのか、このシステム委託料のシステムについてはどんなふうになっていくのでしょうか。

(国保年金課長) 一応これ市の基幹システムであるシステム会社からの見積りによりますと、子ども・子育て支援金制度対応パッケージということで予算見積りがされておりますので、恐らくパッケージソフト等が導入されて、それに伴って制度化、改修されるというふうになると考えております。

(竹田) これは、後期高齢者医療制度のシステムを請け負ってくださっている業者はどこなのでしょうか。

(国保年金課長) こちらは、市のシステムの株式会社両毛システムズになります。

(竹田) 分かりました。ということは、今後幾らになるかということは、ホームページで示されているのは200円ですけれども、月200円で年間2,400円分というふうになるだろうという、あくまで予測ですけれども、しかも保険料のほかに子ども・子育て支援金分として納付してくださいねという納付通知が行くという受け止めでよいのか、最後確認しておきます。

(国保年金課長) 今のこの健康保険、後期高齢も含めて健康保険に上乗

せして徴収するということですので、今委員がおっしゃるとおりの認識でよろしいかと思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 子ども・子育て支援法の改正によって、今回、後期高齢者の医療費として今後子ども・子育て支援金として負担が増えるシステムにすることそのものは、長い間頑張ってこられた皆さんにとれば本当に負担が増えるばかりのシステムであるということを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成または反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数あります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時4分)



(開議 午後2時4分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第89号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 歳出のほうの諸支出金のところの保険料還付金です。保険料は、いろいろな事情でいただき過ぎてしまったというところがあると思うのですけれども、返す場合、ご本人が亡くなっているケースも後期高齢者の場合はあると思うのですけれども、その場合どのように、ご本人が亡くなった場合は返していくのか、還付していくのか、ちょっとその手続の方法についてお尋ねをします。

(国保年金課長) 委員ご質疑のとおり、後期高齢者の方は亡くなる方が当然多いですので、それに伴う保険料の還付のほうは確かに多い状況になります。それと、後期高齢者医療保険の中で葬祭費の支給というのが実際あります。葬祭費につきましては、基本的に喪主の方は当然相続人になるはずですので、葬祭費の申請があったときについて、その方の口座のほうに把握したものについて適宜振り込んでいるというのが現状でございます。

以上でございます。

(竹田) そういう相続人がいたりすると相殺もできたりとかしますけれども、家族がいないとかというケースも、いわゆる独り高齢者が増えているケースもありますよね。相続人が見つからない場合はそのままになってしまふと思うのですけれども、どこまで追跡されておられるのでしょうか。

(国保年金課長) 基本的に社会問題的に確かに相続人がいないところはありますけれども、私が日頃感じている皮膚感覚の中では、意外と相続人というか、葬祭費も含めてやっている方は確かにいらっしゃると思います。でも、ただし、中には本当にいらっしゃらない方につきましては、戸籍等を公用請求して、そこで相続人を追っていって、その方がいた場合についてはその方にお問合せのお手紙等を差し上げるということになりますて、本当に誰もいらっしゃらないときについては、やはり未還付というか、そういうふうになってしまふとは思っております。

(竹田) これからは本当に相続人がいないケースなんかも増えてくると思う。そうした場合には、翌年度くらいには雑収入というか、どういうふうな処理をされるのでしょうか。還付できなかつた場合の金額というか、保険料分については。そういうケースってあつたのでしょうか。還付できないまんま翌年度に繰り越して、雑収入にするのかどうかよく分かりませんけれども、そういうケースというのはあるのでしょうか。

(国保年金課長) やはり還付できなくて、還付未済ですつと残ってしまっているというのが現状です。例えばそれを、市の歳入にするということは、法律上というか、やっぱりそれはできないと思いますので、還付未済のままで当面留め置くということが現状だと思います。

(竹田) ということは、還付未済のまんまと計上されていくということになるのでしょうか。還付未済額が前年度もあって、そのまんま返すところが決まらなければ、そのまんま還付未済額が増えていくような、事務手続上はそうなるのかなってちょっと私は受け止めたのですけれども、いかがでしょうか。

(国保年金課長) 還付未済として残ると。ただし、これ当然債権債務の関係で、今は後期高齢者医療保険料の議論をしておりますが、例えば市税とか、ほかの市が負担いだたくものについても同じような悩みは抱えておりますので、これは市全体で共有して取り組むべき課題だと考えております。

(竹田) 分かりました。

続いて、後期高齢者の医療保険料というのは後期高齢者の広域連合で決まってくるというふうに思います。そういう点でいうと、令和5年度と比較して、限度額は14万円上がって、均等割も1,760円上がって、所得割も0.65%保険料として上がってきているのですけれども、収納率は相変わらず高いということですけれども、99.83%、前年度が99.89%ですから、あと7割、5割、2割軽減もしていますけれども、そういう点での後期高齢者の皆さんのがんの保険料の負担感というのは何つかんでいることがあればお答えいただきたいと思います。

(国保年金課長) ご承知のとおり、後期高齢者保険料については、やは

り年金特徴で引かれることが多いですので、特別その金額の増大感というか、そういったものについてのご指摘等は我々にはちょっと、後期高齢者については特に伺ってはいないのですが、でもやはり年々上がってはいるのですが、下を見ていただくと、1人当たり医療費と総医療費、やっぱり後期高齢者の方も増えておりますので、県全体の広域連合では適した保険料率を設定しているのではないかというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 2年に1度、後期高齢者医療保険料の見直しがされます。保険料を決定するのは後期高齢者広域連合ですけれども、負担をするのは鴻巣市民です。そういう点からいうと、令和6年、7年にかけて保険料の値上げがされている決算でありますので、この点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(高橋) では、議案第89号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の決算では、歳入が11.5%増加し、歳出も12.1%増加しました。高齢化の進展や医療の高度化により後期高齢者広域連合への納付金が増加した結果であると認識しました。保険料の上昇は高齢者世帯にとって大きな負担となります。制度を持続させるためには一定の負担をお願いせざるを得ない現実があります。だからこそ、市としては予防により一層力を入れることが重要と考えます。検診受診率の向上や生活習慣病の重症化予防、フレイル対策を進めることで医療費の増加を抑え、高齢者の皆様が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる鴻巣市になると考えます。そういったところから、今回の決算は制度の基盤が持続されていることは確認できたものと受け止めて、本議案に賛成いたします。

(委員長) ほかに賛成または反対の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第89号 令和6年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数あります。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、ゼロカーボン、農業振興、一般廃棄物の処理について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、ゼロカーボン、農業振興、一般廃棄物の処理について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

なお、9月22日の本会議において閉会中の継続審査の件が承認された後、9月24日水曜日午前の本会議終了後、石川県野々市市、白山市、白山野々市広域事務組合の視察に係る委員派遣の件を議題とした市民環境常任委員会を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時59分)